

○二松学舎大学国際政経学会会則

(平成3年6月19日制定)

(名称)

第1条 本会は二松学舎大学国際政経学会と称する。

(目的)

第2条 本会は二松学舎大学において国際政治、国際経済、国際経営及び国際関係法の理論と實際を研究し、斯学ならびに関連学術の振興をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 国際政治、国際経済、国際経営、国際関係法及び関連分野の調査と研究。
- 2 研究会及び講演会の開催。
- 3 機関誌及びその他の刊行物の発行。
- 4 本会と目的を同じくする諸団体との連絡と交流。
- 5 その他、本会の目的を達成するための事業。

(所在地)

第4条 本会は事務局を東京都千代田区三番町6番地16号、二松学舎大学国際政治経済学部に置く。

(会員)

第5条 会員を分けて、正会員、準会員、賛助会員及び学生会員とする。

- 一 正会員は二松学舎大学国際政治経済学部の専任教員とする。
- 二 準会員は正会員2名以上の推薦により運営委員会と総会の承認を得た者とする。
- 三 賛助会員は本会の事業に特別の援助を与える者について運営委員会においてこれを推薦し、かつ総会の承認を得た者とする。
- 四 学生会員は二松学舎大学大学院国際政治経済学研究科及び、二松学舎大学国際政治経済学部に学生として在籍する者とする。

- 2 会員は別に定めるところにより会費を納入しなければならない。会員は前項に定める資格に応じて、本会から便益を受ける。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 運営委員 若干名
- 三 監事 1名

- 2 会長は二松学舎大学国際政治経済学部長とし、会長は本会を代表し、会務を総括する。会長は本会の運営委員長を兼ねる。

- 3 運営委員及び監事は正会員の中から会長がこれを委嘱する。運営委員は会長を補佐し、研究、編集、庶務及び会計の業務を分掌する。監事は事業の執行及び資産状況を監督する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 会長は運営委員会及び総会を招集し、これらの会の議長となる。

- 2 会長が事故のある場合には二松学舎大学国際政治経済学部学科主任又は会長の指名する運営委員がこれを代理する。

(運営委員会)

第9条 運営委員は運営委員会を組織し、会務を処理する。

- 2 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席を要し、議事は出席者の過半数でこれを決する。

- 3 賛否同数のときは議長の裁定による。

(運営委員会の招集)

第10条 運営委員会は毎年1回これを招集する。但し、会長が必要と認めるときは随時これを招集することができる。

(運営委員会の議事事項)

第11条 運営委員会の議決すべき事項は次の通りである。

- 一 会則及び細則の変更に関すること。
- 二 収支予算及び事業計画に関すること。
- 三 収支決算及び事業報告に関すること。
- 四 総会に提出する議案に関すること。
- 五 その他、運営委員会が必要と認めた重要会務に関すること。

(総会の招集)

第12条 総会は正会員をもって構成し、毎年1回これを招集して会務の報告を受け、これを審議する。但し会長が必要と認めるときは随時これを招集することができる。(定期総会は原則として毎年4月に開催する。)

(総会の議決事項)

第13条 総会は運営委員会が第11条の規定に従って議決した事項について報告を受け、これを審議し、その承認を議決するものとする。

- 2 総会は、正会員の2分の1以上の出席を要し、議決は出席者の過半数でこれを決する。

(研究委員会、編集委員会)

第14条 本会に研究委員会及び編集委員会を置く。

- 2 研究委員会は調査研究の計画と実施及び研究会並びに講演会の開催運営に関することを掌る。

- 3 編集委員会は機関誌及びその他の刊行物に関することを掌る。

(研究・編集委員会の長と委員)

第15条 前条に定める委員会に、それぞれ委員長1名及び委員若干名を置く。

- 2 前項の委員長は運営委員の中から会長がこれを委嘱する。委員は運営委員である者の中から、委員長と協議の上、会長がこれを委嘱する。各委員長は、当該委員の中から委員会幹事1名を委嘱することができる。

(事務局長)

第16条 本会に事務局長を1名置く。事務局長は、会長が運営委員の中からこれを委嘱する。事務局長は

運営委員である者の中から事務局長補佐1名を委嘱することができる。

(会計委員)

第17条 本会に会計委員1名を置き、会長が運営委員の中からこれを委嘱する。

(特別役員会)

第18条 本会の事業の運営を円滑にするため特別役員会を設ける。

2 特別役員会は本会の第8条の2に定める学科主任、第15条に定める委員会の委員長、同幹事、第16条に定める事務局長、同補佐、第17条に定める会計委員及び監事を以て構成する。

3 特別役員会は、会長が認めたときに随時会合し、当面の議事を審議する。

(経費)

第19条 本会の経費は会員の会費、助成金及び寄付金により、これを支弁する。

2 経費に余剰があったときは翌年度経費に繰り越す。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第21条 本会則は運営委員会委員の過半数の同意を得た上、正会員の2分の1以上の出席のある総会において、出席した正会員総数の過半数の賛成を得なければ変更することはできない。

附 則

1. 本会則は平成3年6月19日より施行する。
2. 本会則は平成7年4月1日より改正施行する。
3. 本会則は平成24年4月1日より改正施行する。

細 則

1 会則第5条2第1文の会費は次の通りとする。

- 一 正会員は年額6,000円とする。
- 二 準会員は年額5,000円とする。
- 三 学生会員は大学院在籍者年額3,000円、学部在籍者年額2,000円とし、入学時に修了・卒業までの会費を一括納入するものとする。

2 会則第5条2第2文の便益は次の通りとする。

(正会員)

- 一 (1) 研究委員会の承認を得て学会の主催する研究発表会において研究報告を行うこと。
- (2) 編集委員会の承認を得て学会機関誌において研究成果を発表すること。
- (3) 学会機関誌の配布を受けること。
- (4) 研究・教育助成に応募すること。
- (5) 学会室を利用すること。

(準会員)

- 二 (1) 研究委員会の承認を得て学会の主催する研究発表会に参加し、研究報告を行うこと。
- (2) 編集委員会の承認を得て学会機関誌において研究成果を発表すること。
- (3) 学会機関誌の配布を受けること。
- (4) 学会室を利用すること。

(賛助会員)

三 (1) 学会の機関誌の配布を受けること。

(2) 運営委員会および総会の決定によって、特別な処遇を受けること。

(学生会員)

四 (1) 研究委員会の承認を得て学会の主催する講演会に出席すること。

(2) 学会の機関誌を無償で受領すること。

(3) 学会の提供する教育上の補助を受けること。

3 1. 会則第6条1二に定める運営委員は当分の間、二松学舎大学国際政治経済学部教授会の構成員とする。

2. 会則第10条に定める運営委員会は教授会の機会に付随してこれを開催することができる。

3. 会則第12条に定める総会は二松学舎大学国際政治経済学部教授会の機会に付随してこれを開催することができる。